

植民地朝鮮における治安維持法施行の拡大と適用様相

イ ミョンファ
李明花

(独立記念館韓国独立運動史研究所)

1. はじめに

日本における治安維持法は、当初「内地」の共産主義運動を抑圧しコミンテルンの革命運動や赤化政策に対抗するために制定された法令である。しかし、実際に治安維持法が威力を発揮したのは植民地朝鮮においてであり、社会運動家や独立運動家、民族運動家などがその対象となった。治安維持法は、天皇制や帝国主義を批判するすべての思想や運動を「犯罪」とみなし、それらを弾圧する過程において有効に作用したものである。治安維持法の制定以来、最初に法律が適用された場所は「内地」ではなく植民地朝鮮であった。「内地」では、治安維持法と普通選挙法が同時に制定されたが、植民地朝鮮では選挙権はもちろん、何の権利も与えられないまま治安維持法だけが「勅令」として実施された。植民地朝鮮では、「治安維持」を名目にした多数の治安関係の法規が作られ独立運動が弾圧されてきたが、その中でも治安維持法は制定と同時にすべての社会変革運動を弾圧する中心的な法律となった。植民地朝鮮と「内地」で展開された独立運動は言うまでもなく、朝鮮総督府の植民地統治を脅かす間島、沿海州などで活動している海外朝鮮人の運動にまで拡大適用されるという無所不爲（韓国語で「何でもできる」さまを表す四字熟語）の「万能取締法」として位置づけられていた。

治安維持法は、「内地」はもとより植民地朝鮮に暮らす朝鮮人の生活に多大な影響を及ぼした。天皇制イデオロギー以外のすべての思想や宗教運動が不法とみなされ、「反帝国主義運動」をはじめとして、朝鮮人のアイデンティティを守る穏健な文化主義民族運動や宗教運動まで弾圧し、激しい民族的抵抗を巻き起こした。しかし、治安維持法の研究はその重要性に比べまだ不十分である。植民地朝鮮における治安維持法体制については水野直樹の研究が先駆的である¹⁾。そのほかに、韓国では張信と崔鐘吉の研究があるが、いずれも1920年代に限られた研究である²⁾。植民地朝鮮と「内地」における治安維持法の運用についてはほとんど別々に研究されてきたが、今後は治安維持法が植民地朝鮮と「内地」で、また日本人と朝鮮人にどのように適用され、運用されてきたかを視野に入れつつ比較分析する必要がある。本研究では、植民地朝鮮と朝鮮人に施行された法律の適用様相を探り、治安維持法施行の植民地性を明らかにしたい。

2. 「文化統治期」における治安維持法の施行と適用

朝鮮において1919年に3・1運動が発生した。この運動の過程で独立が宣言され、民衆デモが全国か

つ全民族に広く展開されていくと、朝鮮総督府は併合前に制定した「保安法」だけでは運動を効果的に弾圧するのが困難であると判断し、1919年4月に「政治に関する犯罪処罰の件（制令7号）」を制定し、デモ参加者を逮捕した。3・1運動の責任が問われた総督の長谷川好道が更迭された後、その後任に就いたのは齋藤実であった。齋藤は京城駅で朝鮮総督府へ向かう車に乗った瞬間に姜宇奎義士の爆弾を浴びた。赴任直後、齋藤は、第一治安維持、第二教育普及改善、第三産業開放、第四交通衛生整備、第五地方制度改革という五つの施政方針を発表し、「民心を穏やかにさせ悪い傾向があった内鮮関係を融和」すべきだと言い、「治安維持」を優先的に統治方針に据えた。そして、文化統治の裏では民族分裂政策をはかり、再び3・1運動のような全民族、全国的な独立運動が起こらないように押さえることを植民地統治の第一の任務とした。しかし、植民地の安定統治だけが日本帝国主義の安全を確保する要素ではなかった。

1917年のロシア革命勃発後、日本政府は、中国やロシア、ヨーロッパにおけるいわゆる帝国と君主制の崩壊という革命の嵐が「内地」にまで伝わり天皇制を脅かすのではないかという不安を感じていた。さらに1923年以降、朝鮮やロシア、満州において共産主義運動が活発になると、そのような社会変化への対応と治安維持のための新しい法律制定の必要性を痛感した。また、1925年1月20日に調印され同年2月25日に批准された日ソ基本条約で、両国は相手国の秩序・安寧を脅かす行為をしないという規定に合意したが、その交渉過程で第3インターナショナル、すなわちコミンテルンの存在が例外に認められ、日本政府の不安は極地に達した。

治安維持法の制定は、単に「内地」の治安維持と過激分子摘発のみを対象としたものではなく、日本帝国主義を脅かす植民地の抗日運動の弾圧をも念頭に置いていた。満州と沿海州地域を根拠地として活躍する朝鮮人の独立運動勢力が、植民地朝鮮と「内地」の運動勢力と連携し反帝運動と抗日運動を展開するとなると植民地統治は決して容易ではなくなるので、朝鮮総督府は海外地域の朝鮮人までも「日本帝国の臣民」として捉え、彼らに適用可能な広範囲の弾圧法令の制定を求めたのである。治安維持法が日本の議会で提出されたとき、日本の社会団体によって悪法の制定に反対する闘争が激しく展開された。しかし、朝鮮総督の齋藤は、治安維持法案が議会を通過できなかったとしても制令形式によって植民地朝鮮で必ず実施するという意志を表明したことがある³⁾。このような状況を考えると、治安維持法の適用が「内地」に先立って植民地朝鮮で行われたのも当然の現象であるといえよう。

1925年4月22日に公布された治安維持法は、「内地」では5月12日に施行されたが、植民地朝鮮でも勅令として同時に施行された。治安維持法はその制定当時、「国体」の変革または私有財産制度を否認する目的で結社を組織したり、または組織に加入する者は最高10年以下の懲役又は禁錮に処すると規定された。しかし、実際は、植民地において合法の範囲の中で活動する文化運動や穏健な民族主義運動まで弾圧するのに同法は作用した。

朝鮮人が民族意識を覚醒させ独立運動に身を投じたきっかけは様々であるが、最も大きく作用したのは民族差別の経験であった。日本帝国主義は同化主義と内鮮融和を打ち出し、「韓国併合」は世界平和の擁護と東アジアの安定を模索する必然的な道義の行動であると宣伝したが、実際には朝鮮人は「劣等民族」として扱われる収奪の対象にすぎなかった。日本帝国主義者は民族差別と蔑視を受けた朝鮮人の抵抗と抗日運動を偏狭な民族的偏見に追いやり、朝鮮人の問題解決要求と抵抗を治安維持法違反として扱った。治安維持法違反により警察に逮捕され検察に移送されて審問を受ける間、同法違反を無理に適用する過

程において過酷な拷問が行われ、さらに同法が改定された後には死刑を言い渡され処刑された。

治安維持法は、「内地」の貴族院に上程された当時から植民地の独立運動に適用させることを念頭に置いていた⁴⁾。同法施行をめぐり、朝鮮内では同法がどのように適用されるかについて多くの議論があった。同法が植民地朝鮮の社会運動に及ぼす影響について、1925年当時の労働総同盟、青年総同盟などの思想団体と青年運動、衡平運動、少年運動、女性運動など様々な社会階層運動団体は敏感に反応した。それに対して朝鮮総督府当局者は、一方では社会運動団体を安心させながら、もう一方では、警告しつつ治安維持法施行を告知したのである。治安維持法が施行された日、田中武雄高等警務課長は、制令7号があるため同法が実施されても特に新しい現象はないだろうと言明した。法制局参事官の山本犀造は、国体破壊者とはアナキストを指し、私有財産否認者とは共産主義を目的とした者を指すと述べて社会運動者たちを安心させた⁵⁾。京畿道警察部をはじめ各地方の警察署高等係刑事は、地方の各団体の代表者を呼び、治安維持法の実施および法律の適用に関する注意と警告を告げると同時に質疑の時間を設け、「理解のない取り締まりをとらない」という約束をした⁶⁾。

民族運動界でも、労働運動や農民運動は私有財産制度を否定したり共産主義をしようというものでは決してないし、それゆえこの治安維持法は農民組合や労働組合の組織活動になんら影響がないのであり、また同法は「私有財産否認」と「国体変革」を目的とする結社に対する取り締まりの範囲と方法を明示したことにすぎず、実際の大衆運動に対してはなんらの影響がないはずであり、社会運動は生産階級の生存権の獲得運動であると同時に民衆の大衆的生活運動であるから同法の違反にならない、という解釈を下したのである⁷⁾。3・1運動以来、植民地社会の民族・階級矛盾を社会主義の理論を介して解決しようと登場した多くの結社に対して、日帝は「不逞朝鮮人」、「不逞思想」という漠然とした基準を適用して過酷な取り締まりを行い、恣意的に解散、禁止、検挙を強行する現象があったが、治安維持法制定によって「国体変革と私有財産の絶対否認を主張する共産主義やアナキストの秘密結社という基準が明らかに立てられたので」、むしろ行動するのが容易であり打算的に前進できるだろうと楽観視することもあった。植民地朝鮮の社会運動界と民族運動界は、治安維持法はアナキストと共産主義者には該当するが社会主義者には該当しないものと見ており、煽動でなければ流布や宣伝行為には適用されないものと判断した⁸⁾。したがって、新しい治安維持法が実施されるとしても、それ以上の抑圧と取り締まりはないはずであり、朝鮮総督府当局が社会大衆団体の活動を無理に中止・禁止させ弾圧することはないものと見た。それでも同法施行により社会主義運動と民族主義運動が弾圧を受ける場合、むしろ両方の運動勢力をより密接に結合させて団結の気運を醸成し統一協同戦線を構築することになるものと期待した⁹⁾。

しかし、民間では「いくつの剣を持った日本武士が、今回は治安維持法と書かれている剣を持っている図」¹⁰⁾が描かれたように、独立運動はもちろんのこと、社会運動と思想運動のすべてが治安維持法の威力下に置かれることを懸念した。

「内地」において赤化現象の恐怖として第一の取り締まり対象となったのは在日朝鮮人である。植民地朝鮮のみならず、「内地」そして満州と中国、ロシア沿海州地域など広範囲な地域に散在していた朝鮮人は「潜在的な抗日独立運動勢力」とみなされたのである。また、日本政府は植民地統治を脅かす満州抗日独立軍の活動を遮断するために、朝鮮総督府警務局長の三矢宮松と満州奉天軍閥の張作霖の間に1925年6月11日、密かに三矢協約を締結させ、これによって治安維持法を補いつつ、独立運動家への直接

的な弾圧措置を準備した¹¹⁾。

1924年に「内地」で結成された京都学生連合会は1926年1月15日に検挙され、すべての連累者に対して1927年5月30日に京都地方裁判所から初めての治安維持法違反の有罪判決が下された。ところが、植民地朝鮮では1925年11月末に朝鮮共産党員の多数が検挙され、治安維持法違反の疑惑により予審請求された。彼らには1927年3月有罪判決が下された。「内地」より3ヶ月も前に植民地朝鮮で同法が適用されたのである。同法適用前には法適用を巡って問題が提起された。「安休植事件」は1925年6月20日頃、満州興京県から平安南道安州に入ってきた大韓統義府員の安休植が軍資金募金の計画中、7月10日に安州警察署高等係に逮捕された事件である¹²⁾。治安維持法第1条が適用され、平壤地方法院の安州支庁は安に懲役3年¹³⁾を言い渡したが、9月10日京城覆審法院の公判では「制令7号」違反で懲役1年6ヶ月の有罪判決を受けた¹⁴⁾。また、1925年9月1日に京城地方法院で行われた、共産主義者の鄭在達などの4人に対する公判においても、検事は治安維持法違反を主張し求刑したが、9月12日予審終結判決で「制令7号」違反の懲役3年刑が各々言い渡しされた¹⁵⁾。アナーキスト黒旗聯盟の組織活動に対する裁判¹⁶⁾と1925年12月の辛日鎔事件においてもやはり治安維持法の適用が予想されたが、制令7号違反の判決が下された。

以上から、1925年の一年間に植民地朝鮮で発生した様々な運動に対する治安維持法の適用は、慎重で留保的だったと言える。

治安維持法が初めて刑罰に適用された事件は、周知のように第1次朝鮮共産党事件である。1925年4月17日創党した朝鮮共産党は、1926年2月満州総局と日本総局をそれぞれ設立し、国外勢力と連帯して組織を拡大させていくなか、創党から7ヶ月後に治安維持法違反で総検挙された。1925年11月22日に検挙が始まって以来、1926年9月7日に事件が検事局に送検されるまでのあいだに累計220人が検挙された。そのなかの101人が「治安維持法」「制令7号」「出版法」に違反した容疑で裁判となり、83人が有罪判決を受けた。2人は獄中で死亡した。そして1924年に平安北道高山鎮の下流にある馬嘴付近で、斎藤実総督一行が乗った船舶を狙撃した南満州参議府隊員の李義俊と金昌均は、日本の密偵を射殺して江界に進入し活動している間、1926年末に満州で日本の警察に捕まって朝鮮に護送され、1928年11月6日に平壤覆審法院で死刑が言い渡され確定した¹⁷⁾。また、1926年1月20日に礼山と瑞山で活躍し赤血決死隊事件¹⁸⁾で礼山警察署高等係に逮捕された青年4人は、1926年2月25日に公州地方法院に送致され、主謀者の李英在には「治安維持法」違反の他に「窃盗罪」・「銃砲火薬類取り締まり令施行規則」違反が加えられ、懲役2年が言い渡された。残りの3人には治安維持法違反が適用されてそれぞれ1年6ヶ月が言い渡された¹⁹⁾。

独立運動に関係して適用された植民地法の種類は、治安維持法をはじめ保安法、朝鮮臨時保安令、制令第7号、陸軍刑法、海軍刑法、内乱罪、不敬罪、出版法、安寧秩序に関わる罪、政治犯処罰規則、暴動罪等があった。これらの罪名が付けられ刑量が増重されたのである²⁰⁾。治安維持法の施行は、思想運動団体や社会主義団体の表面的な運動を激減させる効果があるように見えたが、実際は取り締まりを避けるための潜伏を促し、朝鮮総督府の思想取り締まりが厳しくなるにつれて高等警察の増員は必至となった²¹⁾。

1926年6月10日の隆熙皇帝（純宗）の葬式を機に、高麗共産青年会の主導で天道教系列と朝鮮共産

党、学生層が連帯し全国的な万歳運動を広めようと、朝鮮共産党の傘下に6・10万歳運動闘争指導特別委員会が設置された。特別委員会は、上海に亡命していた金燦・金丹治・曹奉岩などの専任幹部の支援を受けつつ、天道教側と協議していくつかのビラを製作し、散布した。しかし、責任秘書であった姜達永が逮捕され証拠書類が押収された。これが100人あまりの党員が大量検挙される第2次朝鮮共産党検挙事件の端緒となった。たとえ3・1運動のような万歳デモ運動へ発展されなかったとしても、6・10万歳運動は海外の民族社会へ伝わり低迷していた独立運動に大きな影響を及ぼした。治安維持法体制のなかで、非妥協的な民族主義勢力と社会主義勢力が民族単一戦線を構築しようとした新幹会運動が広がり、日本帝国主義者を当惑させた。

朝鮮総督府の民族分裂政策や治安維持法の施行により葛藤していた非妥協的な民族主義勢力と社会主義勢力が集まり、1927年2月15日に新幹会を創立した。新幹会は「民族単一党民族協同戦線」というスローガンを掲げ、社会主義系、天道教系、非妥協的民族主義系、その他の宗教系などの各界各層が参加した大衆運動の結社であった。朝鮮総督府の認可を得た合法的表面団体としてスタートしたが、朝鮮総督府当局は新幹会運動を治安維持法違反により取り締まった²²⁾。

3. 治安維持法改定と独立運動の弾圧

初期の治安維持法が、各社会階層の大衆運動の連帯と国際的連帯を通して社会を変革させようとする動きに対処できないと判断した日本帝国主義は、治安維持法の改正に踏み出すことになった。さらに、治安維持法の施行以来弾圧の危機感を感じていた各社会階層の運動勢力と思想運動の勢力は、相互連帯を模索し結集する契機になった。そして1927年、社会主義者は国際的連携を試みて相互往来することが頻繁になり、沿海州方面から「内地」へ宣伝資料を持ち込もうと企図されるや、嚴重な査察警戒がなされた²³⁾。日帝は1928年5月18日に日本の閣議を通過した「治安維持法中改正緊急勅令129号」を発表し、国体変革と私有財産制度の否認という処罰規定の最高刑を懲役10年から死刑もしくは無期懲役へと強化するという厳罰主義を採用した。治安維持法を改定し時局問題を解決しようと乗り出したのである。

改正治安維持法は、植民地全体は日本領土であり、ゆえに独立運動は日本の統治権を領土的に縮小するという意味で「国体変革」と解釈されるものであり、このような論理によって治安維持法を拡大適用した。このような日帝の恣意的な解釈によって、各界各層の社会運動家の大衆運動は抗日的政治運動と見なされ苛酷な弾圧を受けることになった。それとともに、結社の目的を遂行するための行為という「結社の目的遂行罪」を新しく設けた。この条項は、目的実行のためにとる手段の如何を問わず適用されることになったため、適用範囲が非常に広がったことを意味する。植民地朝鮮では、すべての独立運動は、もはや共産主義的な色彩がなかったとしても「国体変革企図」行為として取り扱われ、社会主義、労働運動、宗教、言論などの民族主義の性格を帯びている運動までも弾圧の対象になった。それは合法実行という名目で人権蹂躪と民族差別が広範囲に強行されたことを意味する。治安維持法の改定後、間島で起こった18件の事件で160人余りの被告が京畿道警察部に移送され京城地方法院に回付²⁴⁾されたのが改正治安維持法の初の適用であった。

日帝は満州を侵略した後、中国大陸への進出を準備していく1930年代中頃、1928年に改正された治安維持法では時局変化と危機に対処できないと考えて再度の治安維持法改定を検討することになる。その改定案を検討した結果、第一には、第1条「国体の変革行為」と「私有財産制度の否認行為」の条項を別個の2個条項に分離、規定し、国体変革行為には特に厳罰主義を適用することとなった。第二には、外郭団体の処罰規定を制定すること、第三には保護監察制度を実施し、治安維持法が適用され刑期が残った者、または、起訴留保者、起訴猶予者などを「善導」するため保護団体に委託して思想善導をすることとなった。1935年には「治安維持法改正法律案」と「不法団結など処罰に関する法律案」改定の議論が「内地」で行われた。改定案は議会を通過しなかったものの、皇民化時期の植民地朝鮮は日帝侵略戦争における兵站基地化の機能が要求され、さらなる戦争動員のために民族文化抹殺政策が強力に行なわれ、より多くの抵抗勢力の反発が起こった。そのような事態に対して日帝は「治安維持法は治安の保持に付実際の必要に適應せざる所あるを以て、其の罰則を整備すると共に特別なる訴訟手続及保護観察の制度を設くる爲之を改正するの必要あり」²⁵⁾ という改定案を1935年3月4日に第67回帝国議会で提出したが通過しなかった。その代わりに、1936年12月20日に「朝鮮思想犯保護観察法」が公布され、刑期を終えた者が釈放された後にも予防拘禁することが可能となった。「朝鮮思想犯予防拘禁令」(1941)、「朝鮮思想犯予防拘禁規則」(同)などが治安維持法の補助法令と規則として施行され、「思想善導」「再発防止」「予防」という名目で過重な刑に服役した者と執行留保もしくは猶予された者にまで引き続き監察が加えられ、苛酷な人権蹂躪が行われたのである。朝鮮総督府はこの法令が議論される過程ですでに法令改定を歓迎し、法改定以前に警察官の増員を要求し、保護司と監察系を新設し、警部補と巡査の増員に乗り出したのである²⁶⁾。

治安維持法改正の趣旨は、「内地」の共産主義勢力がすでに衰えたため、私有財産を否認する行為については軽刑に処するが、国体変革については厳罰主義の方針を取った。なぜならば、朝鮮と朝鮮人に対しては独立運動であれ共産主義運動であれすべてを国体変革の行為として解釈して過重な刑罰を言い渡す根拠が必要だったからである。治安維持法を植民地の独立運動にいかに関適用させるかに関する議論は、治安維持法適用に関する明確な解釈が求められる中、日本の司法省と内務省では「国体」を主権、民衆、国土の通称であるというように意見が一致した。そして、治安維持法第1条の国体変革の条項について「朝鮮の独立を達成しようとするのは我が帝国領土の一部を僭窃してその統治権を実質的に縮小、侵害することで国体の変革を企む」と解釈することによって、独立運動に対する法律上の性格を明らかにした。もはや治安維持法は天皇制の権力維持はもちろんのこと、天皇権を少しでも毀損しないことが法執行の目標になった²⁷⁾。

治安維持法違反について不起訴された者および執行猶予された者、仮釈放された者のうち再犯の恐れがある者はすべて監察の対象になった。「内地」では保護観察の対象者が主に共産主義者やアナーキストであったが、植民地朝鮮では独立活動家や民族主義者が含まれた。それゆえ、政治的・思想的な問題でない事件においても治安維持法は適用された。特に、在日朝鮮人に対しては「内地」全国の警察特高課のなかに内鮮系を新設し、強力な専担刑事を配置して取り締まりを強化した。劣悪な労働条件と民族差別を経験する中で民族意識を自覚した在日朝鮮人は、朝鮮語を使用し民族魂を持ったという理由だけで、朝鮮半島の歴史と文化、言語などを保存して子孫に伝えようとする行為すら「要注意不逞鮮人」という

烙印を押され取り締まりの対象になった。検挙された朝鮮人に行われた拷問は、独立運動をするためのグループ結成やその協議、独立精神や民族意識の鼓吹・昂揚・高揚、共産主義運動の企ての疑惑だけでも、結局は独立運動を図り²⁸⁾、日本の国体を変革しようとしたと白状させるものであった。彼らの多くは取り調べ過程で過酷な拷問を受けた。保護観察対象から除外された朝鮮人はおらず、この法律の施行によって監獄の外にもう一つの巨大な監獄を設置された植民地朝鮮と朝鮮人は、監視と弾圧を受け続けたのである。

4. 治安維持法の朝日適用様相の比較

1931年の統計によると、1925年から1931年までの6年間、治安維持法の施行期間中の朝鮮人違反者は5,000人余りであり、「内地」と比べて3倍以上であった²⁹⁾。受刑者は5年前に比べて25倍も増加したという。この現象は思想犯が激増したことを物語っている³⁰⁾。1938年12月に朝鮮に来た東京刑事地方裁判所判事の吉田肇は、思想犯に賦課する刑罰〔科刑〕が「内地」に比べて過重であり、特に無期刑または長期懲役刑の言い渡しを受けた者の数が「内地」に比べて多数であることを指摘した³¹⁾。日中戦争が勃発した1937年、懲役1年以下の刑が言い渡された朝鮮人は日本人よりはるかに多かったのである。なぜならば、日本人の治安維持法違反者は治安維持法第1条第1項によって判決を下されたのに対して、植民地朝鮮では治安維持法第2条以下にある狭意の扇動や利益接収などによって判決を下される場合が多かったからである。吉田は、保安法のように法定刑が比較的軽い特別法の違反者として処罰されるべきであった者たちを治安維持法違反であると判断する場合が相当含まれていたからであると分析した³²⁾。

<表1> 1937年朝鮮と日本での治安維持法違反判決状況³³⁾

	有罪判決	無期懲役	15年以上	10年以下	5年以下	3年以下	1年以下	8月以下
植民地朝鮮	257	5	1	16	28	177	27	3
「内地」	153	0	0	0	5年:5 4年:7 3年6ヶ月:4	3年:29 2年6ヶ月:11 2年:84 (執行猶豫49) 1年6ヶ月:2	1年:11	0

吉田は、朝鮮の思想犯に重刑が渡された理由を「朝鮮思想犯の特殊性」と「犯罪の複合性」、そして「罪情の重大性」に分けて重刑が付加される理由を述べている。朝鮮人思想犯の特殊性について「日本は君民一体の日本精神のもとに結束し表面的には騒々しくても実際の社会に及ぼす害悪と危険性が少ないのに対して、朝鮮人の思想運動は実害があまり大きくて危険性と拡張性が大きい」と述べている。また、「犯罪の複合性」については「日本の思想犯は正義感から始まって理論研究を経て実践運動に飛び込んでいる」ので、治安維持法の違反のみに関わるに対して、「朝鮮人の思想犯は個人的な経済生活の不満から始まり、直ちに実践運動へ移し直接行動に進み他の犯罪を犯す場合が多くて」治安維持法の違反と同時に特別法と刑事上犯罪を含む複合性を帯びているので重刑が科されたという。そして「罪状の重大性」について

は「日本は目的遂行罪が多いのに比べて朝鮮では結社組織または加入行為として処罰される場合が多いので重刑が渡された」と述べている。

<表2> 朝鮮と日本での思想犯科刑状況（1938年9月末現在）³⁴⁾

	無期懲役	懲役15年以上	懲役15年未満～10年超過	懲役10年以下～5年超過	思想犯受刑者総数
朝鮮	39人	48人	41人	130人	582人
*日本	1人	7人	7人	142人	4,163人

*朝鮮は1938年末現在思想犯受刑者の罪名刑期別調 統計参照

*「内地」は1928年から1938年10月5日まで日本司法省作成報告 統計参照

懲役10年以下～5年超過に該当する者の場合、朝鮮人の数が少ないのは、治安維持法違反で10年以下～5年超過の懲役刑執行を終えて釈放された者は統計に含まれていないためであって、実際は朝鮮人の数をもっと多かったに違いない。

1938年には、比較的穏健な民族主義者の団体であった修養同友会や興業倶楽部の会員までが検挙された。過激な運動ではない社会運動と文化運動も、民族的色彩が濃厚だという理由だけで治安維持法違反が適用された。また、宗教的な信念で神社参拝をしなかったという理由で長老教、監理教、聖潔教、安息教などのキリスト教徒2千人が逮捕された。牧師、伝導師、長老、執事、一般信徒の神社参拝拒否運動は、偶像崇拜を拒否するキリスト教信仰の純粹性を保とうとした宗教的抵抗であった。しかし日帝は、「天皇制」イデオロギーを基調とした日本の体制を否定したという理由で、神社参拝拒否運動者を民族主義者と見なし、治安維持法と保安法、不敬罪などを適用して弾圧したのである。苛酷な取り調べによって獄中で殉教したり、拷問や獄中生活の後遺症により出獄後に死亡した人も相当な数に及ぶ³⁵⁾。

朝鮮語教育を廃止し、日本語常用運動を進めてきた日本は、ハンゲル研究と普及などの文化的次元の民族運動も独立運動の一環と見なして治安維持法を適用した。朝鮮語学会事件がそれにあたる。1942年10月から『朝鮮語大辞典』の編纂作業をしていた朝鮮語学会は、独立運動を目的とする団体であると無理に白状させられ、10月1日から大々的な検挙が始まった。1943年4月1日までに33人が治安維持法違反者として検挙され、水責め、飛行機拷問、火責めなどの野蛮な拷問が行われた³⁶⁾。33人中16人は起訴され予審に回付され、12人は起訴猶予になり、その他は釈放された。起訴された人々は咸興刑務所に収監され、同年12月8日には李允宰が、翌年1944年2月22日には韓澄が獄中で死亡した³⁷⁾。

治安維持法は、日本において天皇制を否認する過激分子に対する制裁措置として立案され、その後改定されたが、1930年代までは実際に同法によって死刑を宣告された例はない。唯一の例外的事例は、1944年に治安維持法違反、国防保安法違反、軍機保護法違反などで死刑が言い渡された尾崎秀実³⁸⁾である。しかし、朝鮮人には厳罰主義原則に従って重刑が言い渡された。死刑執行がなされた例を見ると、治安維持法でない法令で死刑判決を受けたのは4人程度である。治安維持法が適用された事例は、斎藤実総督狙撃事件（1928年）の李儀俊、金昌均、そして参議部の李寿興と柳沢秀2人（1929年）、大韓統義府、正義府、天摩山隊などで独立運動をして検挙された田学秀、黄学奉、金用沢、金成範など4人、朝鮮銀行大邱支店を爆破した張鎮弘義士（のちに獄死）、正義府の李濟宇（1931年）、国民府の崔孝一（1932年）、朝鮮革命軍の洪学淳および李振武と朝鮮革命党の徐元俊などの死刑執行（1934～35年）である。

間島では5・30蜂起など日帝の施設である日本領事館や東洋拓殖会社出張所、鉄道と橋梁などを破壊し、親日派と密偵を処断するなど激烈な抗日闘争が展開された³⁹⁾。それと共に日帝の取り締まりや弾圧も苛烈になり、間島の共産党に対する取り締まりも強まった。間島共産党員の崔寛玉と李声澈は死刑判決を受け、拷問の後遺症で獄死した。一方、第5次間島共産党事件では22人に死刑が言い渡され、1936年7月21日に9人、そして翌日22日にさらに9人の合計18人の死刑が執行された。死刑を言い渡された彼らは治安維持法違反の他に殺人・防火・強盗などの容疑が科せられたが、周現甲は治安維持法違反のみで死刑に処された。また、李東鮮と高河鯨は殺人・強盗などの容疑も合わせて科されて起訴されたが、競合犯のなかで最も重い治安維持法違反罪により死刑が宣告されたので治安維持法によって死刑判決されたといえる。また、赤衛隊事件の許允燮、李容魯殺害の嚴舜奉、猛虎団事件（在中華民国特命全権公使の有吉明を狙撃しようとした事件）の吳冕植と金昌根、鷄林村襲撃事件の金春澤などにも死刑が執行された。中国共産党および抗日連軍の連帯活動で死刑が言い渡され執行された人が6人程度である。このように、死刑が言い渡され、実際執行されたのは50人あまりである。一方、無期懲役刑は「内地」において1人、朝鮮において39人に言い渡された。また、15年以上の刑は日本人が7人であるのに対して、朝鮮人は48人に及ぶ⁴⁰⁾。最高刑として「死刑」を規定した治安維持法は、植民地朝鮮で「手本」の極限として最高限度の処罰が下されたのである。検挙された者の中には、日本警察や検察の審問過程における拷問によって審問中あるいは獄中で死亡した者も多い。西大門刑務所の囚人および未検挙された欠席裁判受刑者を含めた人物の身上が記録された合計6,264枚のカードが残されている⁴¹⁾。罪名が確認される人物が4,630人、カードに記録された罪名だけで合計38種類を確認することができる。治安維持法違反が2,745人、保安法違反が1,171人、国家総動員法違反が479人、騒擾罪75人、出版法違反47人、強盗20人、殺人12人と区分されている。思想犯に分類される者の罪名は治安維持法、保安法、騒擾罪、出版法、暴力行為の処罰に関する法、爆発物取り締まり法、不敬罪、制令7号などである。治安維持法違反の比率が67.58%を占める。しかし、1925年治安維持法施行前の思想犯を除くと思想犯罪に当たる者の比率は87.73%に達する⁴²⁾。

5. むすび

治安維持法が朝鮮人に適用されたのは、朝鮮はもちろん、国外で活動していた朝鮮人にも及ぶので、治安維持法施行の空間的な範囲は広いといえる。1920年代の日本帝国主義による思想対策の基調は、いわゆる治安維持法を通じた「厳罰主義」による統制であったが、治安維持法体制下における思想運動と民族運動、独立運動に代表される朝鮮人の政治思想犯の数は毎年増加していった。治安維持法の執行だけでなく、重層的に法律の執行があったことは治安維持法の施行が朝鮮人の思想運動と独立運動を制圧するのにそれほど効果がなかったことを物語っている。

1930年3月に朝鮮総督府学務局の主催で開かれた「思想問題講演会」において、伊藤憲郎検事は「思想問題の解決のためには刑罰万能主義より社会改善・思想善導により多くの比重を置くべきだ」と主張したが、それは高圧的に物理的弾圧をただけでは決して独立運動を矯正し弾圧できないという現実を認めたからである。日帝は治安維持法によって天皇制の維持と植民地統治の安定を計ろうとしたが、治

安維持法違反の事件は日々増加していった。思想団体の国際的な連帯と組織活動、そして1927年2月には朝鮮で民族主義左派と社会主義者が集まり民族協同戦線を構築した新幹会が創立されたことなど、そのような当時の状況変化に伴って、治安維持法の処罰規定の強化がはかられ治安維持法の改正が行われた。

1930年代に入ってから、日帝は、厳罰主義の弾圧を基調としながらも過去とはやや異なり、転向誘導政策および転向制度を導入し両面的な弾圧政策を行った。一方では植民地悪法によって弾圧し恐怖心を助長し、他方では転向を誘導していったのである。しかし、同じ罪刑でも日本人より朝鮮人に対する刑罰を重くするという民族差別的な適用をしたため、朝鮮人の恐怖心を助長し転向者が増えたりもしたが、本心からの思想転向にはならなかった。

治安維持法の体制下において朝鮮人の思想運動や独立運動は減少しなかったために、日本帝国主義の治安維持法施行が成功を取めたとは言いがたい。かえって治安維持法体制によって朝鮮人の民族的抵抗を鮮明に現わす役割を果たしたのである。法律の過度な適用の結果、朝鮮人の独立運動は堅い意志を持った革命家による革命運動ではなく、また強い民族意識と愛国精神、階級闘争とイデオロギー信念の産物としてでもなく、むしろ人間の尊厳と自由と正義を求める無数の民衆の抗争へと転化していったのである。そして法律による苛酷な弾圧と人身拘束、拷問と死の恐怖や絶望的な状況のなかでも抗争は止まらなかった。

金昌淑は、1927年に上海で逮捕され、その後に大邱警察署へ強制連行された。過酷な拷問を受けた後、1928年11月28日大邱覆審法院で懲役14年を言い渡された。彼は拷問で不具になったまま大邱刑務所に投獄されたが、弁護人の弁論を拒否しつつ次のように叫んだ。

私は大韓人として日本の法律を否認する者だ。日本の法律を否認しながら、もし日本の法律論者に弁護を委託するならば大義にどれほど矛盾することだろうか。日本の法律で大韓人である金昌淑を弁護するなら、資格が取りそろわない。資格が取りそろわないのに無理に弁護しようとするのは法律の理論として成立しないだろう。(中略) 私は捕虜だ。捕虜としてあえて生きようとするのは恥辱である。実に私の志を変えて他人に弁護を委託して生き延びることを求めたくない⁴³⁾。

注

- 1) 水野直樹「日本の朝鮮支配と治安維持法」(旗田巍編、『朝鮮の近代史と日本』、大和書房)、1987;「治安維持法の制定と植民地朝鮮」、『人文学報』83、京都大学人文科学研究所、2000;「朝鮮における治安維持法体制の植民地的性格」(『法史学研究』26、韓国法史学会 2002)。水野は治安維持法が日本本土と植民地朝鮮において差別的に適用されており、同法が朝鮮独立運動家の処刑に悪用されたと明らかにした。また、韓国併合前に、すでに明治憲法が制定されており「国体」が法的安定性を獲得したため、日本の朝鮮支配は「国体」の必須条件になることがなく、よって日本の治安維持法の解釈論理は極めて恣意的な拡大解釈であるということを指摘した。
- 2) 張信「1920年代の民族解放運動と治安維持法」、『学林』19、延世大学校史学研究会、1998。鈴木敬夫「朝鮮植民地統治法の性格」、『法学論叢』31-1 輯、檀国大学校法学研究所、2007。崔鐘吉『近代日本の中正国家構想』景仁文化社、2009。崔鐘吉「国家支配秩序再編構想と治安維持法に示された国体論」、『日語日文学』31、2006。崔鐘吉「1927年前後の朝鮮と日本の政治的関連性 - 朝鮮で治安維持法が拡大適用された背景を中心に -」、

- 『日本歴史研究』第31集、2010.6。
- 3) 『朝鮮日報』1925.3.3(1)、1925.3.4(1)。
 - 4) 「内地」においては治安維持法案に対する反対があったにもかかわらず、貴族院治安維持法委員会委員の山岡は、台湾と朝鮮の独立運動は治安維持法によって取り締まるだろうと答えた。(『東亜日報』1925.3.19(1))
 - 5) 『東亜日報』1925.5.12(2)。
 - 6) 1925年8月20日、京畿道警察部の高等課長と鍾路警察署長、鍾路署高等係主任が入会した中で、社会運動、各団体の代表が召喚された。召喚されたのは、北風会の金若水、火曜会の金讚、革青团の林燭日、新興青年同盟の朴憲永、朝鮮無産者同盟の朴一秉、朝鮮労働党の李極光、京城青年会の金平山、朝鮮労働総同盟の権五高、女性同友会代表、女子青年会代表など10団体である。警察側は、「穏健な思想と手段で一步一步進み理想実現に努力することを願う。当局から言論、出版、集会、結社の自由について圧迫と拘束を加えるなどの理解のない取締をせず、法令の法圏を超える時には厳重な取締をしないわけにはいかない」という趣旨の注意と警告をした。続く21日には、青年総同盟会、ソウル青年会、京城労働会それぞれの代表者が召喚された。(『東亜日報』1925.8.21(5)、『東亜日報』1925.8.22(5))
 - 7) 朝鮮青年総同盟 李英「治安維持法の実施と今後の朝鮮社会運動」、『開闢』第60号(1925.6)、p.11。
 - 8) 「(前略) 治安維持法の精神は無政府主義と共産主義の取り締まりにあるので、社会主義は、この法網にかからない。それゆえ、問題は社会主義と共産主義との区別にあるが、第一、我らはそれを記憶すべき必要があり、第二煽動行為は法網にかかるが、無政府主義と共産主義の運動も流布や宣傳に止まる行動は行することができる。日本政府の解釈によれば、「煽動とは感情に訴して自由な意思に特殊な刺戟を與することを云う。故に單なる流布や宣傳のようにある事項を公衆に対して傳播することに過ぎない程度のことには取り締まりに含めない。」(「治安法の解釈に対して」、『東亜日報』1925.5.16(1))
 - 9) 「治安維持法の実施と今後の朝鮮社会運動」、前掲、p.10。
 - 10) 『朝鮮日報』1925.5.13(1)。
 - 11) 「一、韓国人の武器携帯と韓国内の侵入を厳禁し、違反者は検挙して、日本の警察に引き渡す。二、在満の韓国人団体を解散させ、武装を解除し、武器や弾薬を没収する。三、日帝が指名する独立運動の指導者を逮捕して、日本の警察に引き渡す。四、韓国人取り締まりお実況を相互に通報する。」という内容の三矢協定は、満州各地で活躍する独立運動勢力を三部(參議府、正義府、新民府)に統合する満州の韓国人の独立運動に大きな打撃を与えた。
 - 12) 『東亜日報』1925.7.30(2)。
 - 13) 『東亜日報』1925.7.26(2)。
 - 14) 「制令7号」法令の適用は、「安休植が治安維持法施行以前である1925年2月に中国に入っているため、懲役3年の刑期は従来の制令7号違反事件の刑罰に比べて過度に重く権衡を失ったものであり、安が外国で独立団に加入したことは政治変革を協議したものであって実行したのではない」という趣旨の弁論が受容されたものといえよう。(『東亜日報』1925.9.13(2))。安は満期出獄した後、安州に私立大興学校を設立して教育事業を始めたが、日帝は大興学校を新安州公立普通学校へ転換させ、安休植に教育功労者表彰を授与して統治制度圏内に抱き込んだ。(『毎日申報』1928.10.13(6))
 - 15) 大韓民国国家記録院、「独立運動関連判決文」管理番号CJA0000280、文書番号772285、鄭在達他1人。
 - 16) 黒旗聯盟は徐千淳、郭徹、申榮雨などが各地のアナーキストの連合機関を設置しようと1924年12月から同志の糾合など組織準備の活動を始め、1925年3月頃からソウル楽園洞の修文社に集まって趣旨書と綱領を作成し、4月24日に発起会を開催した。鍾路警察署は1925年4月25日検挙を開始し、5月5日制令第7号違反で関係者9人を検査局に送検した。しかし、11月17日に京城地方法院は制令7号、治安維持法、刑法などを比較適用し、最終的に制令7号を適用し、懲役1年刑を言い渡した。洪鎮裕と李復遠は審問中拷問に耐え兼ねて1928年に獄死した。多くの事件関係者が各種の病気に苦しめられ、それを苦に自決するケースが多数あったほど拷問は過酷であった。
 - 17) 『東亜日報』1928.11.8(2)。李義俊は死刑、金昌均は昭和天皇誕生日の恩赦令で無期刑に減刑された。
 - 18) 『東亜日報』1926.3.2(2)。
 - 19) 李英在は公州地方法院の判決を受け入れたが、李聖麟、徐東和、河世昌の3人は公訴不服し、1926年4月28日から開かれた京城覆審裁判所により5月5日に一審判決そのままに1年6ヶ月刑が言い渡された。(大韓民国国家記録院、「独立運動判決文」管理番号:CJA0000997(文書番号771829、李英在他3人)、CJA0000643(文書番号771514、李聖麟他2人))
 - 20) 騒擾罪、内乱罪、出版法、新聞紙法(1907.7.14、大韓帝国法律第1号)、保安法(1907.7.27、大韓帝国法律第2号)、皇室に対する犯罪、政治に関する犯罪処罰(1919.4.15、「制令第7号」に略称)等に適用された。思想運動の取り締まり法規では治安維持法を主とし「暴力行為など処罰に関する法律」と「爆発物取締法則」、「銃砲火薬類取締令」、「朝鮮不穩文書臨時取締令」(勅令13号)、日中戦争以後には「朝鮮思想犯保護観察令」(制

- 令第16号)等が特別法規として適用された。1940年代には戦時立法的な治安関係法規が制定され法的制裁はより一層強化された。
- 21) 『毎日新聞』1926.4.25 (2)。
 - 22) 1928年5月に黄海道延白郡新幹会支会の活動で検挙された5人は海州地方法院で治安維持法と出版法違反の判決を受けた。(『毎日申報』1928.5.10 (2)) 1929年11月20日検挙された新幹会鉄山支部組織事件においても治安維持法が適用された。
 - 23) 内務省警保局編、昭和二年中ニ於ケル社会主義運動ノ状況、『社会運動の状況』、東京 三一書房、1971。
 - 24) 『東亜日報』1928.10.30。(2)。
 - 25) 朝鮮総督府高等法院検事局思想部、「治安維持法改正法律案及不法團結等處罰に關する法律案竝に其の提案理由等」『思想彙報』第三號、1935.6、p.66。
 - 26) 『東亜日報』1935.2.7 (2)、『毎日申報』1935.3.20 (1)。
 - 27) 佐佐木日出男「(一) 植民地獨立運動の法律上の性質」、朝鮮総督府高等法院検事局思想部、『思想彙報』第1号、1934.12. pp.105。
 - 28) 国家報勅処編『治安対策要綱外日本内務省資料』(海外の韓国人獨立運動史料、日本編26)、2005、pp.23～42。本資料集には、日本内務省が1943年に発刊した治安対策要綱等のパンフレットをはじめ、朝鮮人治安維持法違反検挙者名簿など計12件の資料が収録された。
 - 29) 『朝鮮日報』1931.5.19 (2)。
 - 30) 『朝鮮日報』1931.2.7 (2)。
 - 31) 「朝鮮で思想犯罪は(中略)内地とほぼ同一法規により内地と同じ程度の法定刑の範囲内で処罰されているにもかかわらず、従来朝鮮における思想犯の科刑は内地よりも相当重い。(東京地方裁判判事吉田肇は)1938年12月朝鮮に出張し報告書を作成した。彼は朝鮮の治安維持法の適用状況を調査して「その刑罰の程度は内地よりもはるかに重く、死刑も多い」と報告した。(吉田肇「朝鮮における思想犯の科刑並累犯状況」、司法省刑事局、『思想情勢視察報告集(其の六)』、1939.5)
 - 32) 吉田肇「朝鮮における思想犯の科刑並累犯状況」、司法省刑事部、『思想情勢視察報告書(其の六)』、1939.5、p.7。
 - 33) <表1>は、1937年度「思想犯新受刑者刑期別罪情調」(吉田肇「朝鮮における思想犯の科刑並累犯状況」、前掲書、pp.5～6)の内容を元に作成した。
 - 34) 吉田肇「朝鮮における思想犯の科刑並累犯状況」、前掲書、p.4。
 - 35) 神社参拝を拒否して犠牲になった人たちは次のようである。長老教:李秉奎(1945.8.3.死亡)、朴寛俊長老(出獄後1945.3.13.死亡)、朱基徹牧師(1944.4.21.獄死)、崔鳳爽(出獄後1944.4.15.死亡)、趙鎔學領袖(取り調べ後の1940.8.14.死亡)、崔尙林牧師(1945.5.6.獄死)、許聖徒牧師(1944.獄死)、鄭泰熙(1943.獄死)、金昌玉長老(出獄後1943.死亡)、朴淵世牧師(1944.2.獄死)、梁龍根牧師(1943.12.5.獄死)、李基豊牧師(1942.6.20.病気による保釈、死亡)、李禹錫(1942.11.6.死亡)、満州地域では金允燮伝導師(1943.5.3.獄死)、朴義欽伝導師(1941.獄死)、キム・イジュン(김이준、1945.8.1.死亡)、監理教:姜琮根牧師(1943.6.3.獄死)、権元浩伝導師(1944.4.13.獄死)、李榮漢牧師(獄死)、崔仁圭勸士(1942.12.1.獄死)、聖潔教:金鍊牧師(取り調べ中死亡)、金芝鳳執事(1943.獄死)、キム・ハソク牧師[김하식](1939.10.6.獄死)、朴鳳鎮牧師(出獄後1944.8.15.死亡)、東亜基督教:全穉珪牧師(1944.2.13.獄死)、安息教:崔泰鉉牧師(出獄後死亡)。
 - 36) 李克魯、崔鉉培、李熙昇、李重華、張志暎、韓澄、李允宰、鄭寅承、金允經、権承昱、李錫麟などを咸興および洪原警察署へ強制連行し、10月18日に李祐植、19日に金法麟、20日に鄭烈模、21日に李秉岐、李万珪、李康来、金善琪、12月23日に徐承孝、安在鴻、李仁、金良洙、張鉉植、鄭寅燮、尹炳浩、李殷相がそれぞれ検挙された。1943年3月5日には金度演、6日には徐珉濠が検挙され洪原警察署に拘禁された。(金承台「日帝下朝鮮の神社に関する研究」、『近代韓日間の相互認識』東北亜歴史財団、2009)
 - 37) 12人に対する裁判は1944年12月から1945年1月まで9回にかけて続いた。1945年1月16日咸興地方裁判所で判決された。李克魯6年、崔鉉培4年、李熙昇3年6月、鄭寅承2年、丁泰鎮2年、金法麟、李重華、金良洙、金度演、李祐植、李仁2年(執行猶予4年および3年)、張鉉植無罪などが言い渡された。執行猶予と無罪宣告になった者は釈放されたが、実刑になった者の中でも丁泰鎮は服役を終えることが上告よりは早いとって満期服役し1945年7月1日出監した。李克魯、崔鉉培、李熙昇、鄭寅承の4人は判決を不服としすぐに上告したが8月13日付で棄却され、2日後の8月15日に日本の敗戦降伏により8月17日に出獄した。(朴杰淳『韓國獨立運動の歴史-国學運動』34巻、独立紀念館韓國獨立運動史研究所)
 - 38) 日本では治安維持法だけで死刑が言い渡された場合は一件もない。しかし、尾崎秀実(1901.4.29.～1944.11.7.)は1941年に日本の特別高等警察に検挙されて国防保安法違反、軍機保護法違反、治安維持法違反によって巢鴨拘留所に収監され、リヒャルト・ゾルゲ(Richard Sorge [理查德 3 奥尔盖])とともに死刑の言い渡しを受け絞首刑に処された。尾崎は日本の評論家・ジャーナリスト、共産主義者であり朝日新聞記者と日本内閣囑託、満鉄調査部の囑託職員を歴任した。特に、近衛文磨政権の囑託として政界と言論界

の重要な位置を占め、軍部とも独自の関係を維持した。日中戦争から太平洋戦争直前まで政治の最上層部の中枢と接触して国政に影響を及ぼした。共産主義革命家であるリヒャルト・ゾルゲが主導したソビエト連邦の諜報組織であった「ゾルゲ諜報団」に参加しスパイとして活動し、いわゆる「ゾルゲ事件」で逮捕された。

- 39) 朝鮮共産党満州総局が結成された間島地域の共産主義者は、1927年10月、1928年9月、1930年3月～5月など、5回に渡って弾圧された。
- 40) 水野直樹「日本の朝鮮支配と治安維持法」(旗田巍編『朝鮮の近代史と日本』、大和書房)、1987。
- 41) 5343枚のカードが影印された。(国史編纂委員会編『韓民族独立運動史資料集別集』1～9、1992、1993)
- 42) 朴慶穆『日帝強占期西大門刑務所研究』、忠南大学校博士学位論文、2015、p.102。
- 43) 心山思想研究会編『金昌淑』(自叙傳一覽翁七十三年回想記)中、獄中闘争、ハンギル社、1981、p.249。

